

## 川内村地域交通計画策定業務委託仕様書

### 1 業務名 川内村地域交通計画策定業務委託

### 2 趣旨

本仕様書は、川内村（以下「発注者」という。）が実施する川内村地域交通計画策定支援業務（以下「本業務」という。）に関して必要な事項を定めるとともに、受注者が履行しなければならない事項を定めるものである。

### 3 業務目的

本業務は、川内村の今後の地域公共交通の指針となる川内村地域交通計画の策定にあたり、民間の専門性と豊富な経験を活用し、計画策定に係る業務を円滑に遂行することを目的とする。

### 4 業務内容

受注者は、以下の項目について業務を行う。なお、過年度作成した「川内村地域交通ビジョン（以下、ビジョン）」を活用し、効率的に進めるものとする。

#### (1) 本村及び地域公共交通の現況整理に関する調査

過年度ビジョンでとりまとめた「地域の概況」、「地域公共交通の現状把握」を基に、更新可能なデータの整理や、各公共交通の運行実態（運行頻度、運行エリア等）の情報等を整理し、とりまとめる。

#### (2) 移動実態や交通事業者運行課題の把握

ア 村民（村外避難者含む）の移動実態等の把握調査の実施

・過年度実施した住民アンケート調査を活用し、移動実態をとりまとめるほか、村内の各区長にヒアリング調査を実施し、住民の移動に関する生活実態や、要望・ニーズ等を伺うものとする。

イ 交通関係者の意向等の把握調査の実施

#### (3) ・地域交通を担う「かえるかわうち・ふるさと再興バス（エナジアバス）」、「川内村診療所バス」、「外出支援送迎サービス事業」の各運営主体にヒアリングを実施し、現状の利用状況（利用者の特徴、行き先等）を伺い、その特徴を整理するほか、運行上の課題などを把握し、とりまとめる。基本方針・目標指針・施策の検討

・(1)～(3)で実施した各種データ等の整理や調査の結果等を踏まえ、当村における公共交通の課題を整理し、その解決に向けた基本方針や目標、施策の検討を行う。

・検証や課題の整理にあたっての手法や考え方等については提案事項とする。

#### (4) 川内村地域交通計画（案）のとりまとめ

#### ア 計画期間

- ・令和8年度～令和12年度の5ヶ年計画とする。

#### イ 計画の基本方針及び目標・指標等の設定

- ・整理した課題の解決に向けた、当村における今後の地域公共交通の在り方等を示す基本方針やその実現に向けた目標及び指標等を整理する。
- ・指標等の整理にあたっては、「地域公共交通の活性化及び再生に関する法律」の改正趣旨等を踏まえたものとする。

#### ウ 目標を達成するための事業及び課題解決策の検討

- ・設定した目標の達成に向けた具体的な事業を検討、整理する。
- ・事業の検討、整理にあたっては、実施主体となる関係者等との協議、調整等を行いながら進めるものとし、必要となる資料、議事録等の作成を行う。

#### エ 公共交通の利便性向上に向けた取組の検討

- ・利用状況等を分析し、現在の運行形態からの利便性向上を図る取組を検討する。
- ・検討にあたっては、実施主体となる関係者等との協議、調整等を行いながら進めるものとし、必要となる資料、議事録等の作成を行う。

### (5) 各種会議等の開催支援

#### ア 川内村地域交通会議（法定協議会）の開催支援

- ・計画の策定にあたり、川内村地域公共交通会議を開催することとし、会議の開催にあたり必要となる資料の作成、説明補助、議事録の作成を行う。
- ・開催回数は計3回程度とする。

### (6) 打合せ協議

業務を円滑かつ効果的に遂行するため、着手時・中間3回・最終納品時の計5回程度、打合せ協議を行うこととし、必要となる資料の作成、議事録の作成を行う。

## 5 業務の履行期間

本業務の履行期間は、契約締結の日から令和8年3月31日までとする。

## 6 成果品

本業務の成果品は以下のとおりとする。

- ・業務報告書2部
- ・計画書本編1部
- ・電子記録媒体（CD-R等）2枚

## 7 資料の貸与

受注者は、本業務に必要な資料を発注者より借り受けるものとするが、適正な管理に努めるとともに、業務完了後速やかに返却するものとする。

## 8 検査

本業務実施中、受注者は必要に応じて発注者の部分検査を受け、業務完了後は最終検査を受けるものとする。なお、加除・訂正等の指示を受けた場合は、速やかにその指示に従うものとし、それに要する経費は受注者が負担するものとする。

## 9 その他

### (1) 法令等の遵守

受注者は、本業務の履行にあたり、関連する法令等を遵守しなければならない。

### (2) 費用の負担

本業務に伴う必要な経費は、仕様書に明記のないものであっても原則として受注者の負担とする。

### (3) 秘密の保持

本業務において、受注者の社員は、在職中はもとより退職後といえども業務上知り得た秘密を何人にも漏洩してはならないものとする。

### (4) 損害賠償

受注者は、本業務中に生じた事故に対する一切の責任を負うものとし、事故の状況等を速やかに発注者に報告し、最善の処置を行わなければならない。

### (5) 活性化再生法に基づく地域公共交通計画策定に係る注意事項

国土交通省「地域公共交通計画等の作成と運用の手引き」を熟読し、発注者との共通理解に資する。

## ①入門編

<https://www.mlit.go.jp/sogoseisaku/transport/content/001475484.pdf>

## ②詳細編

<https://www.mlit.go.jp/sogoseisaku/transport/content/001480548.pdf>

## 10 成果物の帰属

本業務で得られた成果物の所有権、著作権及び利用権は、発注者に帰属するものとする。

## 11 疑義

受注者は、本業務の実施に際しては、常に発注者との連絡を密にし、疑義が生じた場合等事業の遂行に支障を来たす恐れがある場合には、速やかに発注者と協議するものとする。